「第3期海洋基本計画の策定に向けた提言」のご紹介

日本海洋政策学会
「海洋基本計画と年次報告」課題研究グループ

平成29（2017）年11月

研究グループメンバーリスト　（* ファシリテーター、** 幹事）

中原　裕幸*	横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター客員教授／海洋産業研究会常務理事
牧野　光琢**	水産研究・教育機構中央水産研究所水産政策グループ長
有馬　正和	大阪府立大学大学院工学研究科航空宇宙海洋系専攻海洋システム工学分野教授
井上　裕貴	海洋研究開発機構イノベーション・事業推進部国際課事務副主任
掛江　朋子	横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター客員准教授
高　翔	笹川平和財団海洋政策研究所研究員
鈴木　千賀	名古屋産業大学大学院環境マネジメント研究科准教授
東條　泰大	自然環境研究センター上席研究員
脇田　和美	東海大学海洋学部海洋文明学科准教授
渡邉　啓介	東海大学海洋学部航海工学科海洋機械工学専攻准教授
渡辺　喜保	東海大学海洋学部客員教授

≪第3期海洋基本計画に向けた主な提言≫

○海洋産業研究会 「第三期海洋基本計画の策定にむけた提言」
（2017年3月吉日）（http://www.rioe.or.jp/）

○経団連 「新たな海洋基本計画の策定に向けた提言
～Society5.0時代の海洋政策」
（2017年7月18日）（http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/054.html）

○日本造船工業会 「第3期海洋基本計画の策定に向けたコメント
～産業振興の視点から～」（2017年4月20日）
（https://www.sajn.or.jp/press/view/4e7dc2cc50b811cf6aff782e84a8d7c174c4b45f）

○日本海洋政策学会

◆「海洋・宇宙連携研究」グループの提言(2017.6.26)
（http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201706-kaiyouuchuu-teigen.pdf）

◆「基本計画＆年次報告研究」グループの提言（2017.7.12）
〔研究期間：平成27（201）年10月～平成29（2017）年9月〕
（http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf）

○海洋エネルギー資源利用推進機構（OEA-J）
「第三期海洋基本計画の策定にむけた提言」
（2017年9月11日）（http://www.oeaj.or.jp）

○海洋技術フォーラム 「第三期海洋基本計画の策定にむけた提言」
（2017年9月）

≪海洋基本法の規定≫

第二章　海洋基本計画

第十六条　政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

・・・（中略）・・・

５　政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

「海洋に関する情勢の変化を勘案」に関する表示例

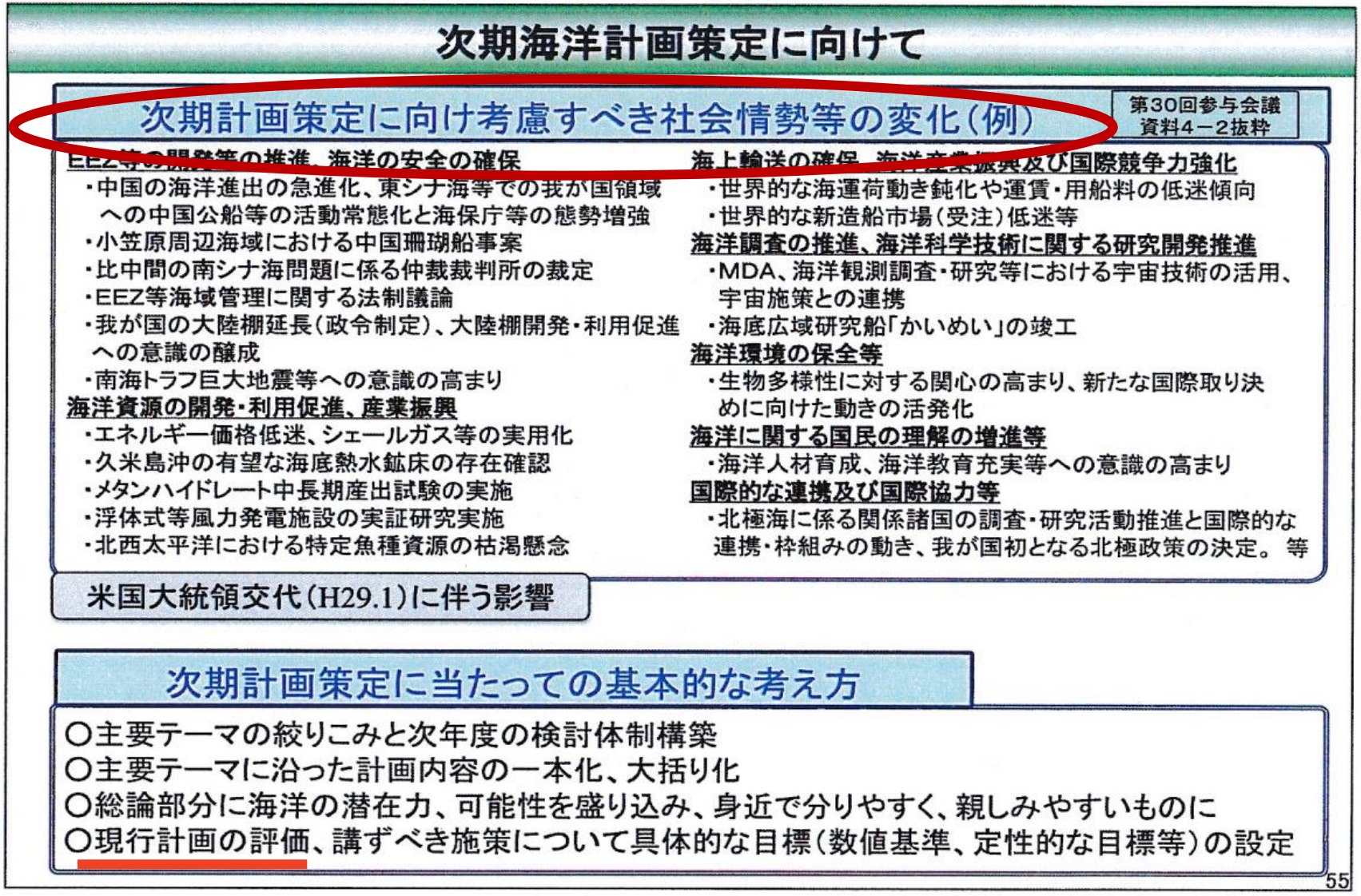

次期海洋計画策定に向けて

次期計画策定に向け考慮すべき社会情勢等の変化（例）

第30回参与会議
資料4－2抜粋

EEZ等の開発等の推進、海洋の安全の確保
- 中国の海洋進出の急進化、東シナ海等での我が国領域への中国公船等の活動常態化と海保庁等の態勢増強
- 小笠原周辺海域における中国珊瑚船事案
- 比中間の南シナ海問題に係る仲裁裁判所の裁定
- EEZ等海域管理に関する法制議論
- 我が国の大陸棚延長（政令制定）、大陸棚開発・利用促進への意識の醸成
- 南海トラフ巨大地震等への意識の高まり

海洋資源の開発・利用促進、産業振興
- エネルギー価格低迷、シェールガス等の実用化
- 久米島沖の有望な海底熱水鉱床の存在確認
- メタンハイドレート中長期産出試験の実施
- 浮体式等風力発電施設の実証研究実施
- 北西太平洋における特定魚種資源の枯渇懸念

海上輸送の確保、海洋産業振興及び国際競争力強化
- 世界的な海運荷動き鈍化や運賃・用船料の低迷傾向
- 世界的な新造船市場（受注）低迷等

海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発推進
- MDA、海洋観測調査・研究等における宇宙技術の活用、宇宙施策との連携
- 海底広域研究船「かいめい」の竣工

海洋環境の保全等
- 生物多様性に対する関心の高まり、新たな国際取り決めに向けた動きの活発化

海洋に関する国民の理解の増進等
- 海洋人材育成、海洋教育充実等への意識の高まり

国際的な連携及び国際協力等
- 北極海に係る関係諸国の調査・研究活動推進と国際的な連携・枠組みの動き、我が国初となる北極政策の決定。 等

米国大統領交代（H29.1）に伴う影響

次期計画策定に当たっての基本的な考え方

○主要テーマの絞りこみと次年度の検討体制構築
○主要テーマに沿った計画内容の一本化、大括り化
○総論部分に海洋の潜在力、可能性を盛り込み、身近で分りやすく、親しみやすいものに
○現行計画の評価、講ずべき施策について具体的な目標（数値基準、定性的な目標等）の設定

55

（出典：甲斐正彰・内閣府総合海洋政策推進事務局長、第141回海洋フォーラム講演「我が国の海洋政策の現状と今後の課題」資料、平成29（2017）年4月25日、より）

「海洋に関する情勢の変化を勘案」に関する表示例（続）

最近の「年次報告」の第1部：海洋のこの1年

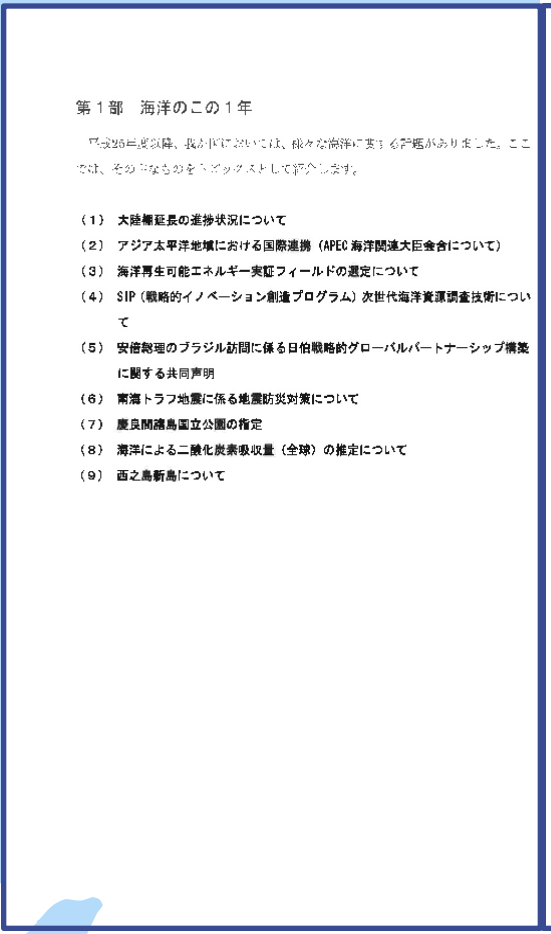

第１部　海洋のこの１年

平成26年度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

（１）　大陸棚延長の進捗状況について
（２）　アジア太平洋地域における国際連携（APEC海洋関連大臣会合について）
（３）　海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定について
（４）　SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）次世代海洋資源調査技術について
（５）　安倍総理のブラジル訪問に係る日伯戦略的グローバルパートナーシップ構築に関する共同声明
（６）　南海トラフ地震に係る地震防災対策について
（７）　慶良間諸島国立公園の指定
（８）　海洋による二酸化炭素吸収量（全球）の推定について
（９）　西之島新島について

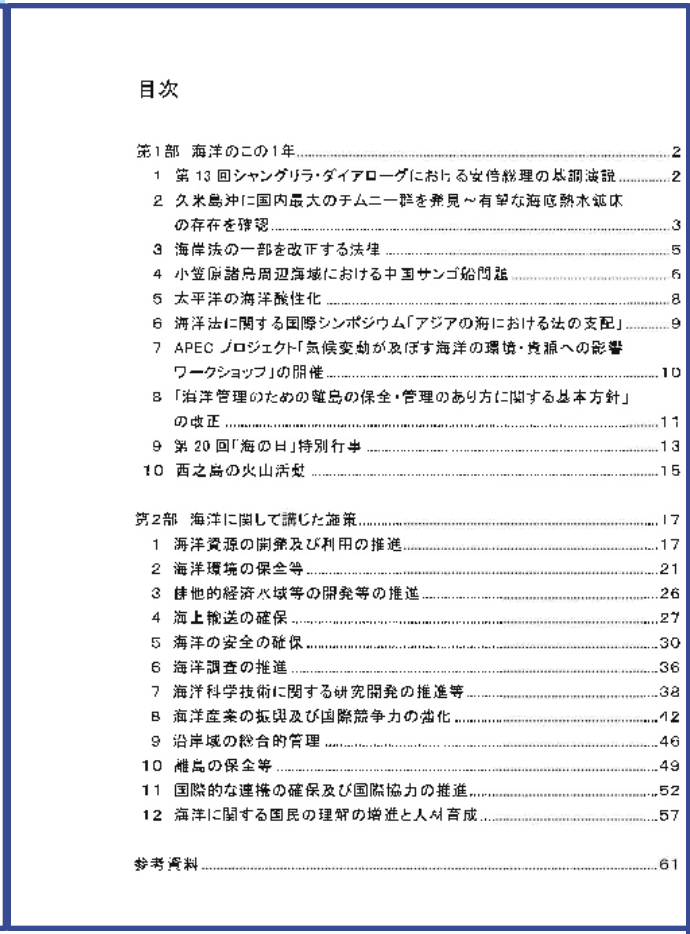

目次

第1部　海洋のこの1年 2
1　第13回シャングリラ・ダイアローグにおける安倍総理の基調演説 2
2　久米島沖に国内最大のチムニー群を発見～有望な海底熱水鉱床の存在を確認 3
3　海岸法の一部を改正する法律 5
4　小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船問題 6
5　太平洋の海洋酸性化 8
6　海洋法に関する国際シンポジウム「アジアの海における法の支配」 9
7　APEC プロジェクト「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」の開催 10
8　「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の改正 11
9　第20回「海の日」特別行事 13
10　西之島の火山活動 15

第2部　海洋に関して講じた施策 17
1　海洋資源の開発及び利用の推進 17
2　海洋環境の保全等 21
3　排他的経済水域等の開発等の推進 26
4　海上輸送の確保 27
5　海洋の安全の確保 30
6　海洋調査の推進 36
7　海洋科学技術に関する研究開発の推進等 38
8　海洋産業の振興及び国際競争力の強化 42
9　沿岸域の総合的管理 46
10　離島の保全等 49
11　国際的な連携の確保及び国際協力の推進 52
12　海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 57

参考資料 61

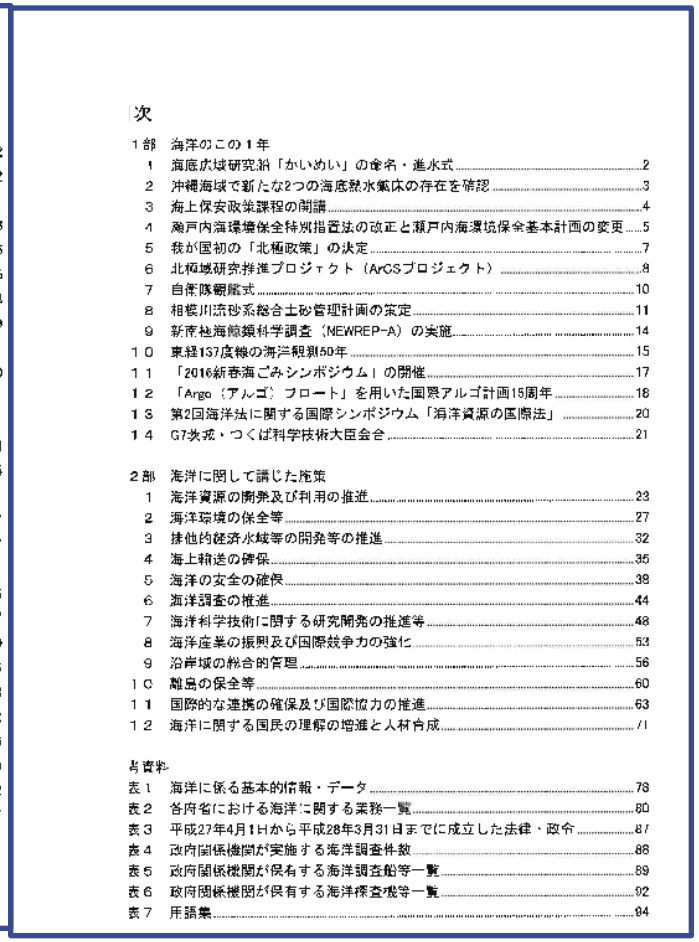

次

１部　海洋のこの１年
1　海底広域研究船「かいめい」の命名・進水式 2
2　沖縄海域で新たな2つの海底熱水鉱床の存在を確認 3
3　海上保安政策課程の開講 4
4　瀬戸内海環境保全特別措置法の改正と瀬戸内海環境保全基本計画の変更 5
5　我が国初の「北極政策」の決定 7
6　北極域研究推進プロジェクト（ArCSプロジェクト） 8
7　自衛隊観艦式 10
8　相模川流砂系総合土砂管理計画の策定 11
9　新南極海鯨類科学調査（NEWREP-A）の実施 14
10　東経137度線の海洋観測50年 15
11　「2016新春海ごみシンポジウム」の開催 17
12　「Argo（アルゴ）フロート」を用いた国際アルゴ計画15周年 18
13　第2回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」 20
14　G7茨城・つくば科学技術大臣会合 21

２部　海洋に関して講じた施策
1　海洋資源の開発及び利用の推進 23
2　海洋環境の保全等 27
3　排他的経済水域等の開発等の推進 32
4　海上輸送の確保 35
5　海洋の安全の確保 38
6　海洋調査の推進 44
7　海洋科学技術に関する研究開発の推進等 48
8　海洋産業の振興及び国際競争力の強化 53
9　沿岸域の総合的管理 56
10　離島の保全等 60
11　国際的な連携の確保及び国際協力の推進 63
12　海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 71

参考資料
表１　海洋に係る基本的情報・データ 78
表２　各府省における海洋に関する業務一覧 80
表３　平成27年4月1日から平成28年3月31日までに成立した法律・政令 87
表４　政府関係機関が実施する海洋調査件数 88
表５　政府関係機関が保有する海洋調査船等一覧 89
表６　政府関係機関が保有する海洋探査機等一覧 92
表７　用語集 94

（左から：平成26年版、27年版、28年版）

「海洋に関する施策の効果に関する評価」に関する指摘例

○平成24（2012）年11月27日付の参与会議意見書
（野田佳彦総合海洋政策本部長宛、小宮山参与会議座長より手交）

「2. 今後の計画策定について」において、「（2）また、計画策定に当たっては、これまでの計画に基づき行われた施策の厳正な評価と、施策実施に当たっては評価に基づき選択と集中を図ることが重要」

○平成29（2017）年3月30日付の参与会議意見書
（安倍晋三内閣総理大臣宛、宮原参与会議座長より手交）

前文;「参与会議では、平成28 年度に、海洋基本計画の諸施策に関する実施状況の評価を行うとともに、」

5. 次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について
（1）次期計画策定に当たって考慮すべき事項

「まず現行計画の実施状況とその評価を盛り込んだうえで、次に最近の海洋をめぐる情勢の変化等を踏まえた海洋政策の主要なテーマを課題として選定し、これらに関して「基本的な施策の方向性」を示すべき」

≪課題研究グループの問題意識≫

○「海洋に関する情勢の変化を勘案」することに関しては、それなりの取組がなされ、公表されている。

○「海洋に関する施策の効果に関する評価」、に関しては、前出のような指摘をしている、参与会議の意見書を含めて、評価それ自体について、明示されたものはないのではないか？

そうした評価のための素材は、各省における「白書」に該当する「年次報告」ではなかろうか？

研究作業フロー〔研究期間：平成27（2015）年10月～平成29（2017）年9月〕

研究計画の確認 （第1回GM：H27.11.16）
関連資料の検討、研究着手メモ討議（第2回GM：H28. 1.16）

（注：GM＝グループミーティング）

海本部事務局の担当参事官を招聘しての「年次報告」に関する話題提供と意見交換 （第3回GM：H28.4.25）

基本計画の記載内容に対応する年次報告での記載の有無の確認／同、記載内容の対比・総括表作成、分析
（第1期基本計画＆年次報告21～25年版）
（第2期基本計画＆年次報告26～28年版）

（第8回～11回GM：H29.4.11、5.5、6.9、8.18。追加GM：10.16）

総括・分析内容に関する有識者等からの外部意見収集、意見交換（学会特別研究会：H29.4.11）

（第4回～7回GM ： H28.7.1、9.2、11.21、H29.1.18）
（H28.12.3：学会年次大会で作業経過をポスター発表）

海洋事務局直轄・調整施策／複数省庁連携施策／個別省庁施策、の3区分分析
（年次報告で担当省庁名の記載がある、27年版、28年版を対象）

日本海洋政策学会誌 №7向け論文
（H29.5月投稿、11月刊行）

「第3期基本計画に向けた提言」
（H29.7.12学会webに発表、7.26海本部事務局へ説明）

H29.12.2.学会年次大会でポスター発表

海洋基本法戦略研究会にて同提言を紹介（H29.8.8）

＜海洋基本法：第1章　総則＞
第15条　政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第１期海洋基本計画とそれ以降の「年次報告」の刊行状況

（年次報告：左から平成21、22、23、24、25年版。22、23年版はweb上では白表紙）

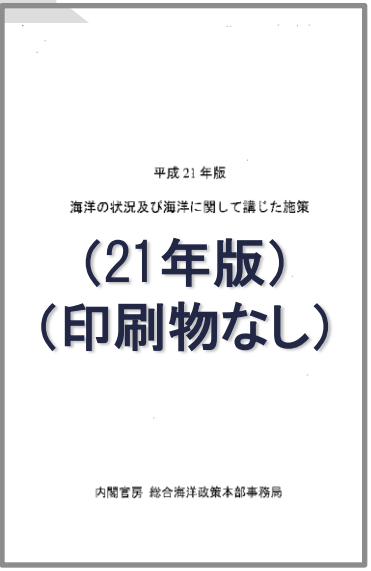

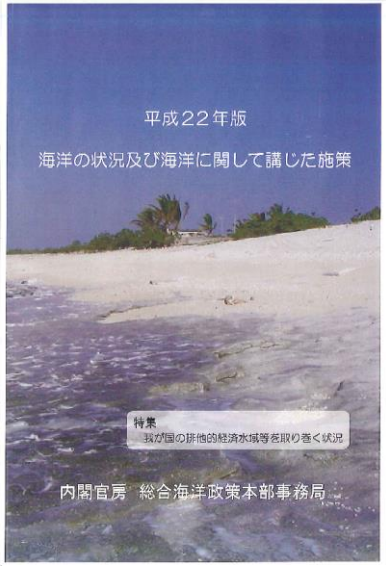

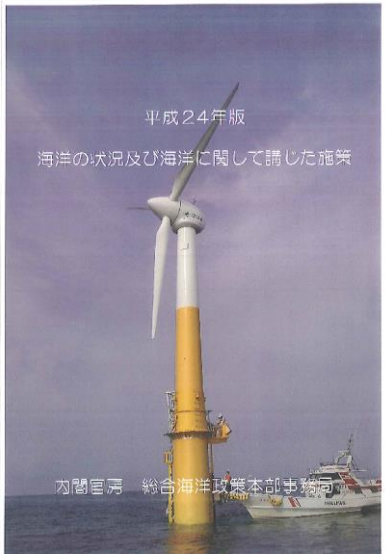

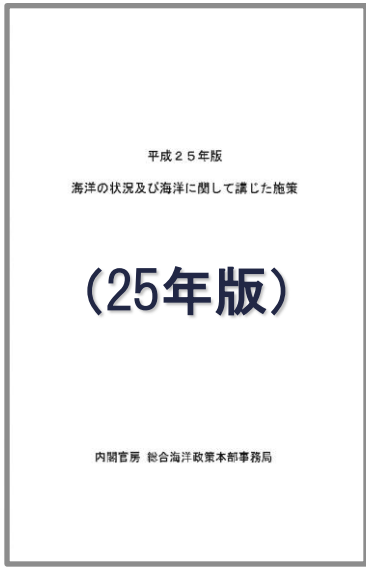

発表時期（21年8月）　（22年6月）　（23年11月）　（24年8月）　（26年2月）

（注：いずれも総合海洋政策本部のwebsiteよりダウンロード可能。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/）

第2期海洋基本計画と それ以降の「年次報告」 の刊行状況

平成27年版から実施した各施策の末尾に担当省庁名が記載されるようになった。（*cf. p.16*）

（年次報告：左から、平成26、27、28年版。26年版は印刷物なし。27年版はweb上では白表紙）

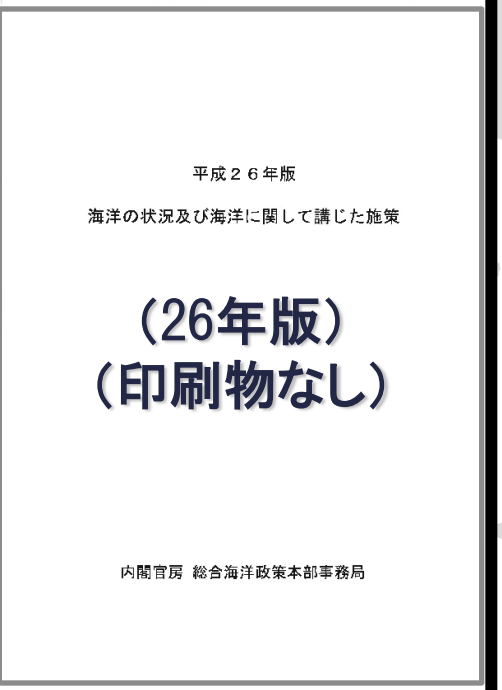

（29年版：未刊）

発表時期　（27年2月）　（27年10月）　（28年7月）　（？年？月）

（注：いずれも総合海洋政策本部のwebsiteよりダウンロード可能。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/）

海洋基本計画の構成（第1期計画→第2期計画）→第3期計画？

新旧海洋基本計画・目次対比表

（作成：一般社団法人海洋産業研究会）

海洋基本計画（2008〔H20〕年3月18日閣議決定）	新たな海洋基本計画（2013〔H25〕年4月26日閣議決定）
総論……1	総論 …… 1
（1）海洋と我々との関わり……1 （2）我が国の海洋政策推進体制……2 （3）本計画における政策目標及び計画期間……3	1 海洋立国日本の目指すべき姿……1 （国際協調と国際社会への貢献）……1 （海洋の開発・利用による富と繁栄）……1 （「海に守られた国」から「海を守る国」へ）……2 （未踏のフロンティアへの挑戦）……2 2 海洋基本計画策定の意義……2
第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針……6	第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針 …… 4
目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦 目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり 目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献	1 海洋政策をめぐる現状と課題……4 （1）海洋基本計画の実施状況……4 （2）海洋をめぐる社会情勢等の変化 …… 5 2 本計画において重点的に推進すべき取組 …… 6 （1）海洋産業の振興と創出……6 （2）海洋の安全の確保……7 （3）海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開 …… 7 （4）人材の育成と技術力の強化…… 7 （5）海域の総合的管理と計画策定…… 7 （6）その他重点的に推進すべき取組 …… 7
1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和……6 2 海洋の安全の確保……7 3 科学的知見の充実……8 4 海洋産業の健全な発展……10 5 海洋の総合的管理……11 6 海洋に関する国際的協調……13	3 本計画における施策の方向性 …… 8 （1）海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 …… 8 （2）海洋の安全の確保……9 （3）科学的知見の充実 …… 10 （4）海洋産業の健全な発展 …… 10 （5）海洋の総合的管理 …… 11 （6）海洋に関する国際的協調 …… 12 （7）海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進 …… 12

第２部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 15

1 海洋資源の開発及び利用の推進 15
（1）水産資源の保存管理 15
（2）エネルギー・鉱物資源の開発の推進 16

2 海洋環境の保全等 17
（1）生物多様性の確保等のための取組 18
（2）環境負荷の低減のための取組 18
（3）海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進 19

3 排他的経済水域等の開発等の推進 19
（1）排他的経済水域等における開発等の円滑な推進 20
（2）海洋資源の計画的な開発等の推進 20

4 海上輸送の確保 22
（1）外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保 22
（2）船員等の育成・確保 23
（3）海上輸送拠点の整備 23
（4）海上輸送の質の向上 24

5 海洋の安全の確保 24
（1）平和と安全の確保のための取組 24
（2）海洋由来の自然災害への対策 25

6 海洋調査の推進 26
（1）海洋調査の着実な実施 26
（2）海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備 27
（3）海洋に関する情報の一元的管理・提供 27
（4）国際連携 27

第２部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 14

1 海洋資源の開発及び利用の推進 14
（1）海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進 14
（2）海洋再生可能エネルギーの利用促進 15
（3）水産資源の開発及び利用 18

2 海洋環境の保全等 19
（1）生物多様性の確保等のための取組 19
（2）環境負荷の低減のための取組 20

3 排他的経済水域等の開発等の推進 22
（1）排他的経済水域等の確保・保全等 22
（2）排他的経済水域等の有効な利用等の推進 23
（3）排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備 23

4 海上輸送の確保 23
（1）安定的な海上輸送体制の確保 23
（2）船員の確保・育成 24
（3）海上輸送拠点の整備 24

5 海洋の安全の確保 25
（1）海洋の安全保障や治安の確保 25
（2）海上交通における安全対策 27
（3）海洋由来の自然災害への対策 28

6 海洋調査の推進 29
（1）総合的な海洋調査の推進 29
（2）海洋に関する情報の一元的管理及び公開 31

目次構成の変化に注目

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 28
（1）基礎研究の推進 28
（2）政策課題対応型研究開発の推進 28
（3）研究基盤の整備 29
（4）連携の強化 30

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 31
（1）経営基盤の強化 31
（2）新たな海洋産業の創出 32
（3）海洋産業の動向の把握 33

9 沿岸域の総合的管理 33
（1）陸域と一体的に行う沿岸域管理 33
（2）沿岸域における利用調整 35
（3）沿岸域管理に関する連携体制の構築 35

１０ 離島の保全等 35
（1）離島の保全・管理 36
（2）離島の振興 37

１１ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 37
（1）海洋の秩序形成・発展 38
（2）海洋に関する国際的連携 38
（3）海洋に関する国際協力 39

１２ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 40
（1）海洋への関心を高める措置 40
（2）次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進 41
（3）新たな海洋立国を支える人材の育成 41

第３部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 42
1 海洋に関する施策の効果的な実施 42

2 関係者の責務及び相互の連携・協力 42
3 施策に関する情報の積極的な公表 42

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 31
（1）国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 31
（2）基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進 33
（3）海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化 33
（4）宇宙を活用した施策の推進 34

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 35
（1）経営基盤の強化 35
（2）新たな海洋産業の創出 38

9 沿岸域の総合的管理 39
（1）沿岸域の総合的管理の推進 39
（2）陸域と一体的に行う沿岸域管理 40
（3）閉鎖性海域での沿岸域管理の推進 41
（4）沿岸域における利用調整 42

１０ 離島の保全等 43
（1）離島の保全・管理 43
（2）離島の振興 44

１１ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 45
（1）海洋の秩序形成・発展 45
（2）海洋に関する国際的連携 46
（3）海洋に関する国際協力 47

１２ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 48
（1）海洋に関する教育の推進 48
（2）海洋立国を支える人材の育成と確保 48
（3）海洋に関する国民の理解の増進 49

第３部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 51
1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し 51
（1）参与会議の検討体制の充実 51
（2）事務局機能の充実 51
2 関係者の責務及び相互の連携 52
3 施策に関する情報の積極的な公表 52

目次構成の変化に注目

第3期基本計画の構成はどうなるか？

第1期海洋基本計画（2008）：第2部　（記載内容の例）

3 排他的経済水域等の開発等の推進

我が国の排他的経済水域等には、多様で豊富な生物資源や今後の利用が期待される様々なエネルギー・鉱物資源が存在している。我が国がその利用、開発等について管轄権を有するこれらの資源については、開発等を円滑かつ計画的に推進するための措置を講ずる必要がある。

（1）排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

我が国の広大な排他的経済水域[illegible]の存在が確認されてきている。これら資源[illegible]推進する。一方、周辺海域には、排他的経[illegible]伴う問題が生じていることから、これらの問[illegible]が国の権益を確保すべく、国際ルールに則して解決を追求する。

大陸棚は国連海洋法条約に基づき200海里以遠に延長しうることを踏まえ、その地形、地質等に係る調査を実施し、「大陸棚の限界に関する委員会」に延長に関する情報を平成21年5月までに提出するとともに、同委員会での我が国大陸棚の限界に関する審査に万全の対応を行う等、大陸棚の限界が適切に設定されるよう最大限の努力を払う。（以下、略）

第2部すべてにわたり、書き下し文（講じようとする具体的施策が分かりにくい）

第2期海洋基本計画（2013）：第2部　（記載内容の例）

3 排他的経済水域等の開発等の推進

（1）排他的経済水域等の確保・保全等

○我が国の大陸棚延長申請に対す[illegible]て早期に勧告が行われるよう引き続き努力[illegible]

○東シナ海等においては、排他的経[illegible]伴う問題に対応し、国際法に基づいた解決[illegible]。東シナ海資源開発に関する平成20年6[illegible]年9月以降中断されており、我が国としては[illegible]側に対して交渉の早期再開を働きかけて[illegible]

○排他的経済水域等の根拠となる[illegible]潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。（以下、略）

第2部すべてにわたり、行頭○印の要点箇条書きの羅列（基本的考え方、相互関係、重要度、優先度等が分かりにくい）

（注：アンダーライン部は、web上ではリンクがはってあり、クリックするとその関係情報へ飛ぶ工夫が凝らされている。）

施策の効果に関する評価

基本計画の記載内容に対応する各年次報告での記載の有無の確認／記載内容の対比・総括表作成、分析

施策の実施状況の評価
（各年次報告の内容）

施策の（実際の）効果の評価
（評価が難しい）
（例：科学研究、環境保全、人材育成、国際協力）

海洋事務局直轄・調整施策
複数省庁連携施策
個別省庁施策

→ 3区分分析
（27年版、28年版年次報告を対象）

（上段2者が主要な評価対象。個別省庁施策は各省別評価可能）

年次報告：最初の21年版から関係省庁の報告を箇条書きで列挙〔担当省庁記載は27年版から〕

（以下は、「第2部、3. 排他的経済水域等の開発等の推進」からの抜粋

（21年版年次報告）

（1）排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

○日中両政府は、平成20年6月18日、東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの首脳間における共通認識を具現化する第一歩として、双方の法的立場を損なわないことを前提に①東シナ海の北部における共同開発、②白樺（中国名：「春暁」）の現有のガス田における開発への日本法人の参加を主な内容とする日中両国間の合意を発表しました。

○国連海洋法条約に基づき200海里を超える海域に大陸棚を設定するため、平成16年から関係省庁が連携して推進していた大陸棚調査を平成20年6月に完了させ、その成果に基づき同年10月総合海洋政策本部で延長する大陸棚の範囲を決定し、同年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に延長に関する情報を提出して、平成21年3月の同委員会会合で口頭説明を行いました（トピックス（1）－④参照）。

○外国船による我が国排他的経済水域等における科学的調査・資源探査について、平成20年2月8日、関係閣僚から成る法制チームにおいて、「法制化を行う場合を想定し、諸課題について今後検討。」していくこととされました。この方針に基づき、現在、法制化を行う場合を想定した諸課題について、具体的に検討を行っているところです。

（2）海洋資源の計画的な開発等の推進

○水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を見直し、漁獲可能量（TAC）の設定・配分、漁獲努力可能量（TAE）の設定等保存・管理を計画的に推進しました。また、「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」に基づき、新漁場における漁業生産の企業化の推進等に取り組みました。

○「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（トピックス（1）－⑤参照）に関して、総合資源エネルギー調査会の石油分科会及び鉱業分科会において審議が行われ、パブリックコメントを経て、同調査会から経済産業大臣に平成21年3月答申がなされました。その後、経済産業大臣から総合海洋政策本部に報告がなされ、同年3月24日、同計画が同本部で了承されました。

（27年版年次報告）

号）」が平成23年7月に公布され、平成24年1月から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、平成26年度末時点で、違反事実は認められていません。（内閣官房、外務省、経産省、国交省）

平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づき指定された、低潮線保全区域（排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成26年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。（内閣官房、国交省）

排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

平成26年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は15件あり、海上保安庁の、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。（外務省、国交省）

低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手）を進めています。（国交省）

沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）

平成26年7月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PTを設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。（内閣官房）

○ 海洋産業の振興のため、平成26年3月、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣（当時）をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成26年6月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。（内閣官房）

（28年版年次報告）

た。これを受け、平成26年7月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ鳥島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令）を同年9月に閣議決定し、同年10月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成27年5月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。さらに、平成28年2月には外務省が第2回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」を主催し、その中で大陸棚延長に関連した法的問題を取り上げました。また、3月には、我が国の国際法学者の研究グループにより、勧告先送りの法的問題をテーマとした国際シンポジウムが開催されました。（第1部13参照）（内閣官房、外務省、国交省等）

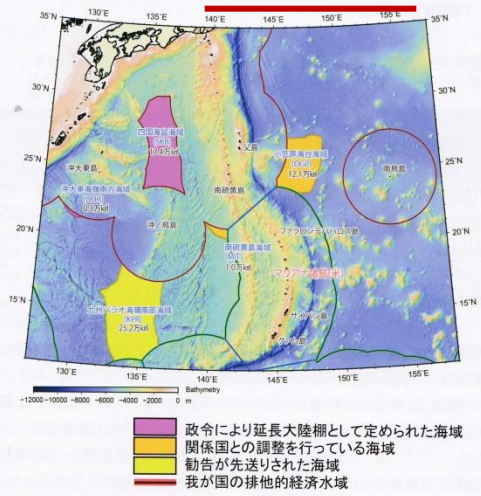

3．現海洋基本計画（H25年4月）の記載内容とその後の年次報告(H26,27,28年版）での言及の有無

第２部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策:「３．排他的経済水域等の開発等の推進」

現基本計画（H25年4月策定）	平成26年版年次報告	平成27年版年次報告	平成28年版年次報告
3 排他的経済水域等の開発等の推進			
(1)排他的経済水域等の確保・保全等			
○我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が 先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。	○	○	○
○東シナ海等においては、排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複 する海域が存在することに伴う問題に対応し、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽くし、排他的経済水域等における我が国の権益を確保する。東シナ海資源開発に関する平成20年6月の日中両政 渉が平成22年9月以降中断されており、我が国としては、平成 機会を通じて、中国側に対して交渉の早期 再開を働きかけて ○排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全のため、低潮 潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、 を活用した巡視、空中 写真の周期的な撮影、衛星画像等を活			
(2)排他的経済水域等の有効な利用等の推進			
○広大な排他的経済水域等の有効な利用や、海洋産業の振興 源の持続的利用の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発の り組む。			記載分
(3)排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・			
○海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れ 遠隔離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において輸送や補給等が可			
○排他的経済水域等の開発、利用、管理等の円滑な推進に必要となる基盤情報を整備するため、海洋調査を推進するとともに、海洋情報の一元化と公開に取り組む。	－	－	－
○排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止等を図るため、外国海洋調査船等による鉱物資源の探査や科学的調査の実施等について、関係省庁が相互連携し、適切に対応する。	○	○	－ (1)に記載
○排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策 本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。	○	－	－

＜考えられる評価の視点＞

1)基本計画に書かれているのに、年次報告に記載がない場合の理由は何か？

2)他の個所での記載へ転じた場合は、その旨の明示がなされているか？

3)・・・・・・

（出典：課題研究G、「提言」資料）

３．現海洋基本計画（H25年4月）とその後の年次報告(H26, 27, 28年版）の記載内容の対比・総括表

第２部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策：「３．排他的経済水域等の開発等の推進」

現基本計画（H25年4月策定）	平成26年版年次報告	平成27年版年次報告	平成28年版年次報告
3 排他的経済水域等の開発等の推進			
(1)排他的経済水域等の確保・保全等			
○我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。	○ 国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年4月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年7月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年3月に同委員会から回答を受領しました。	○ 国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。こ	○ 国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。こ
○東シナ海等においては、排他的経済水域等につい が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴 に対応し、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽く 他的経済水域等における我が国の権益を確保する。東 海資源開発に関する平成20年6月の日中両政府の合 その実施に必要な国際約束締結交渉が平成22年9月 断されており、我が国としては、平成20年6月の合意が 実施されるよう、あらゆる機会を通じて、中国側に対し 早期再開を働きかけていく。			
○排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全のた 潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づき、低潮 区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低 状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した 空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調 施する。	低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。	低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。（内閣官房、国交省）	低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 27 年 3 月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。（内閣官房、国交省）

＜考えられる評価の視点＞

1)毎年どのように施策の実施内容が変化してきたか？（毎年、箇条書きのため、継続性、新規性、縮小・発展の変化等々の判別が難しい）

2)毎年同じ記載内容であった場合の理由は何か？（例：環境調査は不変の方が自然？）

3)実施内容が適切と考えられるかどうか？

4)・・・・・・

（毎年毎年の年次報告の記載内容を、横に並べて対比し整理したのは、恐らくこの研究が初めて。）

（出典：課題研究G、「提言」資料）

考察：海洋事務局直轄・調整施策／複数省庁連携施策／個別省庁施策、の3区分分析

（年次報告で担当省庁名の記載がある、27年版、28年版を対象）

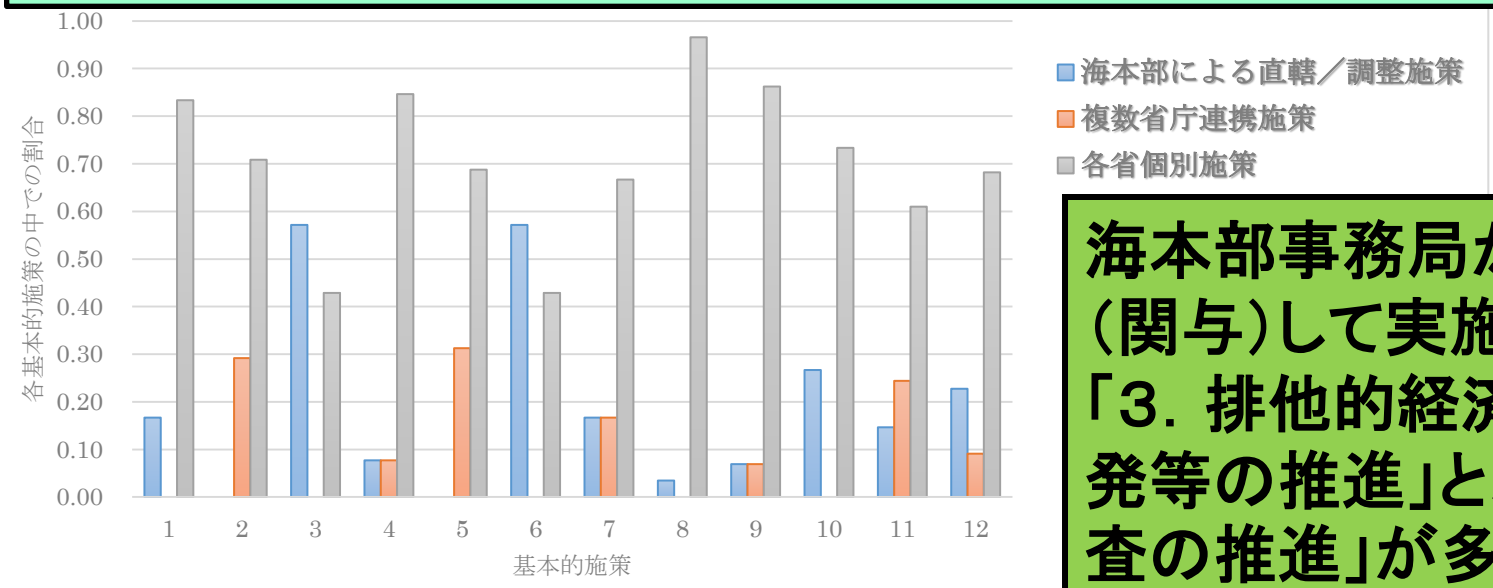

海本部事務局が直接／調整（関与）して実施した件数は、「3．排他的経済水域等の開発等の推進」と、「6．海洋調査の推進」が多い。

上：平成28年版「年次報告」：各基本的施策の実施主体別割合（横軸：12の基本的施策）

右：省庁別予算の推移

施策の実施状況に関する評価では、予算が重要なファクター。ただし、本研究では分析まではしていない。

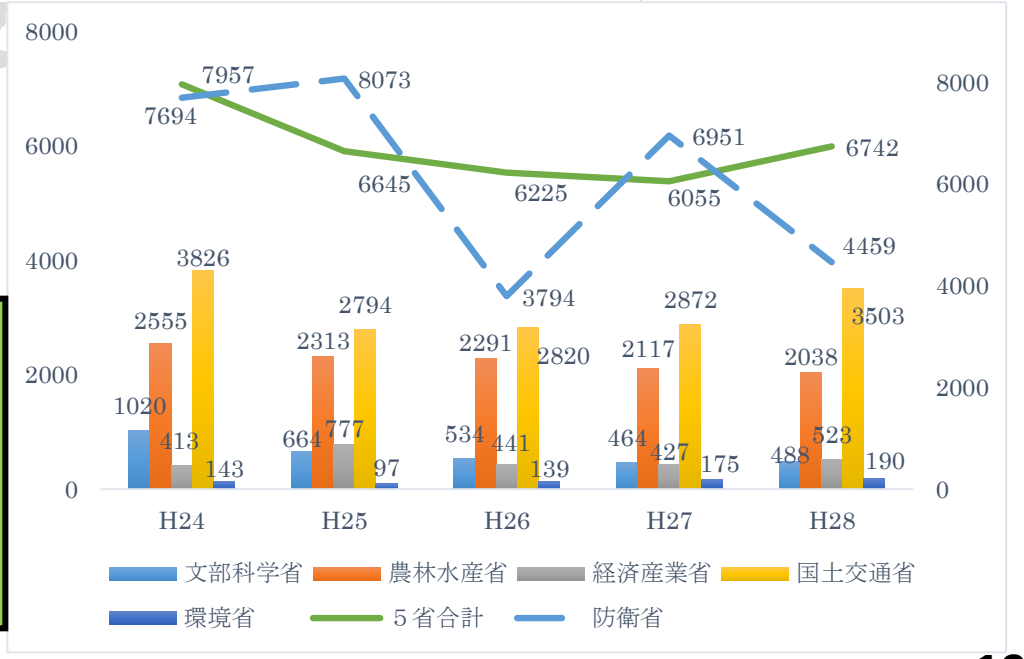

（出典：同研究グループ「日本海洋学会誌」第7号投稿論文、平成29年10月刊行予定）

「提言≪骨子≫」と「年次報告記載内容対比・総括表」

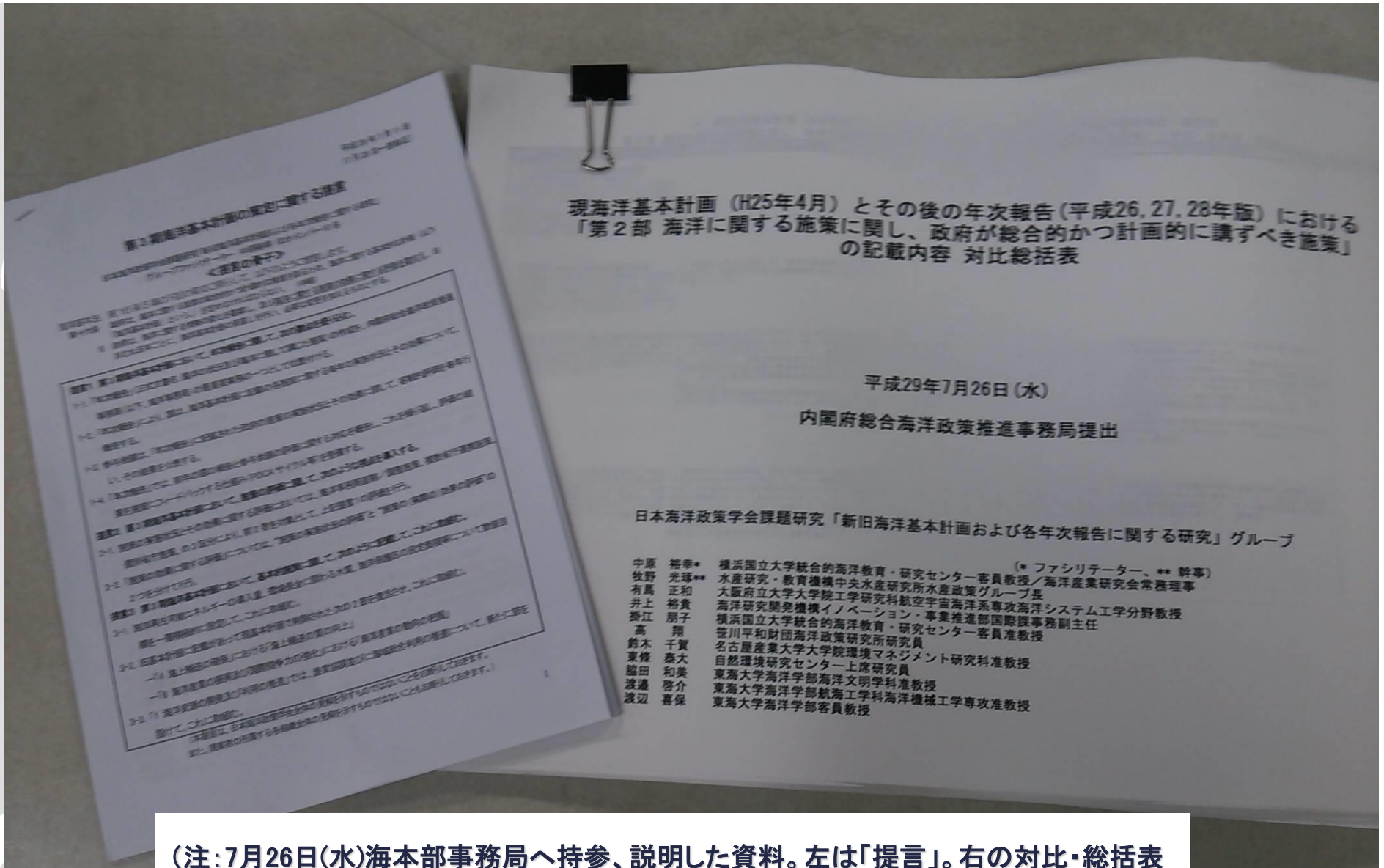

（注：7月26日（水）海本部事務局へ持参、説明した資料。左は「提言」。右の対比・総括表は、現基本計画と26～28年版年次報告を対象にしたもので、80ページ以上）

第3期海洋基本計画の策定に関する提言≪骨子≫

提言１　第3期海洋基本計画において、年次報告に関して、次の諸点を盛り込む。

各省の「白書」のように

1-1. 「年次報告」の作成を、内閣府総合海洋政策推進事務局の最重要業務の一つとして位置付ける。

1-2. 「年次報告」により、国は、海洋基本計画に記載の各施策に関する毎年の実施状況とその効果について報告する。

1-3. 参与会議は、「年次報告」に記載された政府の施策の実施状況とその効果に関して客観的評価を毎年行い、その結果を発表する。

1-4. 「年次報告」では、前年の国の報告と参与会議の評価に関する対応を報告し、これを繰り返し、評価の結果を施策にフィードバックする仕組み（PDCAサイクル等）を整備する。

第3期海洋基本計画の策定に関する提言
≪骨子（続）≫

提言２　第3期海洋基本計画において、施策の評価に関して、次のような視点を導入する。

2-1. 施策の実施状況とその効果に関する評価においては、**海洋事務局直轄／調整施策、複数省庁連携施策／個別省庁施策**、の3区分により、**前2者を対象として、上記提言１の評価を行う。**

2-2. 「施策の効果に関する評価」については、**“施策の実施状況の評価”と“施策の（実際の）効果の評価”**の2つに分けて行う。

第3期海洋基本計画の策定に関する提言
≪骨子（続2）≫

提言３　第3期海洋基本計画において、基本的施策に関して、次のように記載して、これに取組む。

3-1. 海洋再生可能エネルギーの導入量、環境保全に関わる水質、海洋保護区の設定面積等について**数値目標を一層積極的に設定**して、これに取組む。

3-2. 旧基本計画に記載があって現基本計画で削除された次の2節を復活させ、これに取組む。

―「4 海上輸送の確保」における**「海上輸送の質の向上」**

―「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」における**「海洋産業の動向の把握」**

3-3.「1 海洋資源の開発及び利用の推進」では、**漁業協調並びに海域総合利用の推進について、新たに節を**設けて、これに取組む。

ありがとうございました。

（質問、感想、意見など、いつでも連絡を）

日本海洋政策学会のWebsiteより「提言」全文のダウンロード可能

（http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf）

日本海洋政策学会誌 第7号（2017年11月刊行）下記収録論文を参照

旧及び現海洋基本計画と各年次報告に関する分析
－“海洋に関して講じた施策の評価”を踏まえた基本計画の改定に向けて－

有馬正和（大阪府大）、井上裕貴（JAMSTEC）、掛江朋子（横浜国大）、高　翔（OPRI）、
鈴木千賀（名産大）、東條泰大（自然研）、脇田和美（東海大）、渡邉啓介（同左）、
渡辺喜保（同左・客員）、牧野光琢（水産機構）、中原裕幸（横浜国大）

連絡先：中原裕幸　nakahara0304@gmail.com
牧野光琢　mmakino@affrc.go.jp